

京都帝國大學法學部

經濟論叢

第八卷 第六號

大正八年六月一日發行

論說

資本税の課徴方法

法學博士

神戸 正雄

公羊家の理想とする大同の社會

法學士

小島 祐馬

割地の發生并に發達についての考察

法學博士

牧野信之助

企業の經濟的及び道德的性質

法學博士

田島 錦治

經濟循環期論

法學博士

財部 靜治

植民地領有の目的

法學博士

山本美越乃

米國のI.W.W運動の研究

文學士

米田庄太郎

紙幣の減價に就いて

文學士

高田 保馬

時事問題

收入豫算の見積を論ず

法學博士

小川郷太郎

少年勞働及徹夜業の禁止

法學博士

戸田 海市

雜錄

英國の勞働不安

法學博士

河田 嗣郎

ピユツヘルの經濟階段說に就いて

法學士

本庄榮治郎

植民地領有の目的 (三、完)

山本美越乃

(五) 通商の利権の確保、植民地領有の一目的が通商の利権の確保に存することは、近世各國の植民的活動の實跡に徴するも明かにして、唯當初は通商の主眼とする所は如何にして自國の輸出を増加し其の輸入を減少せしむべきかに存し、從て他國の競争に對して自國の通商を保護せんが爲めに、國家は或は私人の企業に干渉を加へ、或は各種の特權を賦與して通商の獨占を認むる等、所謂重商主義 (Mercantilism) の商業政策を以て其の國是となしたり、此の如き政策は現今に於ては容易に其の誤れることを指摘し得べしと雖ども、近世各國の植民的活動に着手したる當時に在りては、偏狹なる地方的若くは封建的分立主義の政治思想漸く衰頽に歸し、之に代りて國家的若くは國民的統一主義の思想次第に人心を支配せんとする時代なりしを以て、經濟政策上に於ても亦地方的の小利害問題より國家的の大利害問題に國民の注意を轉ずるの必要を生じ、重商主義は恰も斯かる時勢の刺戟を受け、且其の必要に應せんが爲めに生れたるものなることを想ふ時は、假令其の中には幾多の謬見を包藏せるに拘らず、尙ほ從來の偏狹なる經濟思想に比較する時は明かに進歩の跡を認めざるを得ず、シュモラーが重商主義の本質は國家的若くは國民的の經濟政策を以て、地方的若くは局部的の經濟政策に代ゆることに依り、社會の組織并に國家の制度を一變せしめたる點に在りと謂へるは至言たり。⁽¹⁾

(1) Schmoller, G. The Mercantile System (Economic classics), p. 51.

(註) Nur wer so den Merkantilismus begreift, wird ihn verstehen; er ist in seinem innersten Kern nichts anderes, als Staatsbildung — aber nicht Staatsbildung schlechweg, sondern Staats- und Volkswirtschaftsbildung zugleich, Staatsbildung in dem modernen Sinne, die staatliche Gemeinschaft zugleich zu einer volkswirtschaftlichen zu machen und ihr so eine erhöhte Bedeutung zu geben. Nicht etwa nur in der Lehre von der Geldvermehrung oder von der Handelsbilanz, nicht nur Zolllinien, Schutzzöllen und Schifffahrtsgesetzen liegt das Wesen dieses Systems, sondern in sehr viel mehr: nämlich in der totalen Umgestaltung der Gesellschaft und ihrer Organisation, sowie des Staates und seiner Einrichtungen, in der Ersetzung der lokalen und landwirtschaftlichen Wirtschaftspolitik durch eine staatliche und nationale.³

此の如く地方的若くは局部的の經濟政策に代ゆるに、國家的若くは國民的の經濟政策を以てせんとしたる重商主義も、植民地に對しては此の理想を擴張するに至らざりしことは一大缺點と稱せざるを得ず、這是當時の爲政者等が諸種の制限を設けて植民地の通商の自由を拘束したるを以ても之を知るを得べく、例へば母國は植民地の輸出入貨物に對しては獨占權を有し、或は植民地貿易に従事する船舶は之を母國又は植民地所屬のものに限り、或は母國の産業と競争し得べき植民地産業の發達を阻止したるが如きは之にして、假令是等の人爲的制限の有形上の效果に關しては、今日より之を考ふる時は疑問とすべきもの少からずと雖ども、其の無形的の結果換言せば母國對植民地間の親交を害し、彼等の間に協同的精神の發生を妨げたる點に於ては、重商主義の影響の頗る大なりしを認めざるを得ず、蓋し此の主義は母國の爲めに植民地を能ふ限り利用せんことを主眼となし、植民地自己の經濟上及社會上の進歩發達の如きは殆んど意に介せざりしより、此の主

(1) Schmoller, Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft. VIII. Jahrgang. S. 43-44.

(2) Merivale, Lectures on Colonization and Colonies, p. 192 fg.

義の下に於ては植民地の繁榮は之を期待すること能はざりしを以てなり。

(註) Von einer Rücksicht auf die eigenen wirtschaftlichen oder gar kulturellen Interessen der Kolonien konnte bei diesem System natürlich kaum die Rede sein. Die ungünstigen Folgen für die Entwicklung der Kolonien und das Gedeihen ihrer Bevölkerung sind denn auch in den meisten Fällen nicht ausgeblieben. Aber auch den europäischen Staaten selbst hat dieses Monopolsystem auf die Dauer keinen Segen gebracht.⁽¹⁾

故に重商主義の此の缺點に對しては事實上及學說上の二方面より有力なる反對を生じ、即ち事實上に於ては一七七六年の北米十三州の獨立の宣言は此の主義に對して致命的の打撃を與へ、學說上に於てはアダム・スミスの不朽の名著は其の思想の根柢に一大斧鉞を加ふるに至れり、スミスの意見に據れば、植民地に對する通商の獨占到依りて英國の享けたる利益は、他國と比較せば英國をして有利の地位に立たしめたりと云ふに止まり、單に英國のみに就きて考ふる時は寧ろ是れ無きに如かず、植民地の通商を自由に放任したらんには其の利益幾許なりしやを知る可からずと雖ども、不幸にして人爲的の獨占制度に依り少からざる損失を蒙りたりと。⁽²⁾

上述の如く當初は極端なる母國本位主義に據りて通商上の利權を確保せんとしたるも、其の結果は啻に植民地の發達を阻碍せるのみならず、延て母國の利益をも害するに至れるを以て、スミスの思想の感化を受けたること最も大なる英國に於ては、前世紀の中葉以後他國に率先して通商自由の主義を確立すると共に、能ふ限り植民地にも此の主義を適用せんことに努めたり、然るに自治植民地以外の植民地に於ける通商政策上の方針は、固より母國政府自ら之を決定することを得るを以て、植民地自己の歲入を得んが爲めに或種の貨物に對して收入主義を基礎とせる關稅を

(1) Köbner, Einführung in die Kolonialpolitik, S. 175.
(2) Adam Smith, Wealth of Nations, Bk. IV, chap. VII, part III.

課するの必要ある場合の他は、原則として通商自由の主義を適用し得べしと雖ども、自治植民地に於ては通商問題は所謂内政上の一問題として之を植民地の自由に委ねらるるが故に、母國の理想は容易に實現せられざるのみならず、却て彼等の有する自治權の範圍内に於て自由に通商上に制限を加へ、甚しきに至りては他國をして其の利益を壟斷せしむるが如き傾向をさへ生ずるに至れり、這是嘗て極端なる重商主義的の政策を實行して植民地の利害に關しては深く留意せざりし母國の當然受くべき應報なりとは謂へ、然かも此の如くんば通商上の利權を確保せんが爲めに植民地を領有したる本來の目的を達すること能はず、加之、之を理論上よりするも其の母國たる植民地たるを問はず、苟くも一國の統治權の下に結合せられたる各都が互に自己の利益をのみ計り、毫も國家全體の利害得失を考慮せざるが如きは、恰も四肢互に獨立自由の行動を執り、其の運動の統一を掌るべき中樞部を缺けるに等しく、組織的一體として存立せざるべからざる國家としては到底許し得べからざる所に屬す。

於茲乎、政治的に結合せられたる植民地を更に經濟的に結合して、母國に對する關係を一層鞏固ならしむるの必要を感ずるに至るは當然にして、此の目的を達せんと欲せば母國對植民地及植民地相互の間に於ける通商上の障壁を撤去し、或は母國對植民地間には他國に許與せざる特別の通商保護の方法を講ずる等の方針に出でざる可からず、此の如くにして初めて母國の産物は植民地に於て、又植民地の産物は母國に於て他國品よりも有利の地位を占むることを得、從て植民地領有の一目的たる通商上の利權を安全に確保することを得べきなり、母國及植民地の政治的の結

合は畢竟一の形式に過ぎずして、之に依りて兩者の關係を實質的に親密ならしむる力を有するものに非ずと雖ども、經濟的の結合は之に反して實質的に其の關係を密接鞏固ならしむるの力あり。或は通商上の最終の理想は實に母國對植民地間のみならず、廣く他國に對しても亦能ふ限り門戸を開放して其の自由を認むるに在り、然るに今若し前述の如く母國對植民地間の通商の自由は之を認むるも、他國に對しては其の自由を制限すとせば、他國も亦自國に對して報復主義を實行するに至るは當然にして、果して然りとせば小益の爲めに却て大益を失ふの結果に陥るべく、又植民地自己の立點よりするも、現今多數の植民地は産業上の保護を必要とすべき事情あるのみならず、財政上に於ても歳入の一部を關稅に求むるを便とする理由あるが故に、獨り母國に對してのみ特別の待遇を與へんとするが如きは此の點より論ずるも不可なり、若し植民地の財政上關稅收入に重きを置くの要なく、又特に關稅に依る産業の保護を必要とすることなくんば、廣く他國に對しても自由に門戸を開放すべく、之に反して關稅收入及産業の保護を必要とすべき植民地に於ては、母國たるも他國たるもに依りて此の如き差別的の待遇を爲すの要なしと思惟する人なきに非ずと雖ども(註一)、各國共に銳意國內の産業を獎勵しつつある現今の時代に在りては、極端なる自由開放主義は結局他國の競争者に乘すべき機會を與ふるに過ぎざるを以て(註二)、該主義の搖籃たる英國に於てすら今日は既に自由主義に對しては有力なる反對を生じ、加ふるに多年各國に對して該主義の實例を示して其の宣傳に努めたるも、他國の之に倣ふものなきのみならず、却て反對に産業保護の障壁を益々固からしめんとするが如き傾向あるより、近時は其の主義に多少變更

を加へ、殊に植民地に對しては特惠關稅主義を擴張して、母國對植民地間の通商的關係を一層緊密ならしめんことを注意するに至れり(註三)、英國に於て既に然り、爾餘の植民國に在りては最初より植民地領有の目的を通商上の利權の確保に置くが故に、母國の利益を犠牲に供するも尙ほ植民地の通商を自由に他國に開放せんとするが如きことは、彼等の豫想せざりし所にして恐くは將來と雖も想到する能はざる所なるべし。

(註一) ランチ兵は植民地に對する通商問題よりも外國に對する通商問題を以て重要なりとし、植民地貿易の爲めに母國が外國を反目するに至るは、結局小利の爲めに大利を棄つるに等しきが故に、一八八五年に中央亞非利加を自由貿易地となしたるを同じく、世界の植民地は之を自由に開放すべしと論ず。⁽¹⁾

(註二) "It is perhaps only human, but it is at least humanly inconsistent, that whilst foreign governments attempt by every device which protectionist ingenuity can suggest to exclude our goods from their markets and especially from their colonies, they seem increasingly willing to secure the largest possible advantage from our generous practice of admitting their subjects, their goods, and their capital into our colonies and possessions on the same terms as our own."⁽²⁾

(註三) 晚近米獨兩國の産業上に於ける一大進歩は、他國殊に英國の商工業上に著しき影響を及ぼし、從て其の植民地に對する貿易の如きも、是等の競争國の爲めに漸次壓迫を受けんとするが如き状態に在り、一八九五年にチャムパーレン(Chamberlain)は各植民地に命じて英國品の需要を減じたる原因を調査せしめしが、其の報告に據れば諸外國は今や英領植民地の貿易に參加せんとし、商業は國旗に隨ふその原則に對して挑戦を試みつつあり、而して外國品中殊に獨逸品の輸入の増加を示すも、こは英國品の古風陳腐にして何等人の注意を惹かず、又其の製法に改良進歩の痕を認むべからざるに反し、獨逸品は廉價にして濫裁良く、且常に需要地の嗜好に投ぜんことを研究しつつあるに因ると云へり。⁽³⁾ 故に斯かる事情の下に在りて

(1) Reinsch, Colonial Government, p. 62 fg.

(2) Murray, K. B. "Mr. Chamberlain and Colonial Commerce" (The Economic Journal, vol. VII, p. 23, 1897)

(3) Reinsch, Colonial Government, pp. 66-68.

も尙ほ自由主義を固執し、他國の競争に對して何等の制限を設くることなくんば、母國の商品は次第に植民地より驅逐せられ、延て母國産業の衰退を招くに至るべしとは、チャムパーレン一派の所謂帝國關稅同盟論 (Imperial customs union) に有力なる根據を與へたるものなり、バルフォア氏 (Balfour) の如きも大體に於て同一の意見を有せり。

要之、植民地領有の目的が通商上の利權の確保に存することは疑を容れずと雖ども、其の植民地に對する通商主義に關しては、上述の如くに最初は母國本位主義に依り毫も植民地の利害を顧ることなかりしが、此の如き主義の到底永續すべからざるや明かにして、終に事實上及學說上の二方面より該主義の破壊せらるるに至るや、一時從來の主義と全く相反せる植民地本位主義に立脚せる通商の自由を認めたるも、此の主義も亦極端に之を許す時は、通商上の利權を確保せんが爲めに植民地を領有したる母國の目的は、他國の競争的勢力の爲めに之を達すること能はざるに至るべきを以て、更に植民地領有の根本主旨に溯り、母國及植民地の相互享益主義を基礎とせる通商主義の確立を必要とするに至れり、是れ實に現今の情勢にして、相互享益の目的を達せんが爲めには母國對植民地間に他國に對すると異なる特殊の通商主義を實行することあるも、植民政策上の見地よりせば他國は之に對して非難を加ふべき正當の理由を有せざるなり。

以上吾人は植民地領有の目的を主として經濟上より考察したりと雖ども、更に政治上又は外交上より之を論ずるも、現今各國の領有せる植民地を悉く解放すると共に一切の防備を撤廢し、全世界の植民地は人類の平和と福祉との爲めに擧て之を各國民の共同利用に委ぬるが如き理想的時代の實現せられざる限りは (註)、政治上又は外交上より論ずるも輕々に植民地領有の要否を斷ず

可からざるものあり、吾人は常に高遠の理想郷に達せんことを望むと共に又現代の時世に棲息せることを忘るべからず、殊に政治上又は外交上より某地方を植民地として領有するの必要あることを認むる場合は、該地方の自國に對する地理的關係最も重大なる理由を成すが故に、各場合の事情を精査したる後に非ずんば抽象的に其の要否を論斷するを得ざるなり。

(註) 新渡戸博士は植民の終極の目的は、ヘンリー、シャートヤの土地國有論(Land nationalisation)を更に一層擴張したる世界土地共有論(Internationalisation of land)の實現に在りとなし、土地は天與の賜物にして國籍の區別を聞はず人種の差別を論ぜず人類の爲めに最も良く利用する者の有に歸せしむべしと云す、⁽¹⁾若し此の理想にして實現せられんが、政治上外交上に於ては勿論經濟上に於ても亦植民地領有の必要を見ざるに至らん。

(1) 新渡戸博士『植民の終極目的』(法學協會雜誌第三十一卷第十二號所載)參照。